

令和2年2月28日

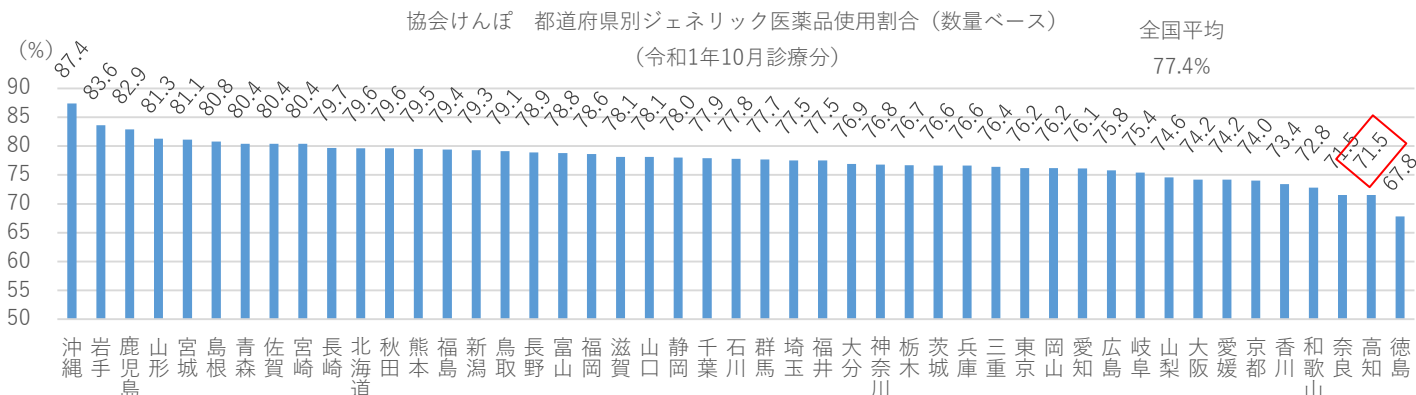
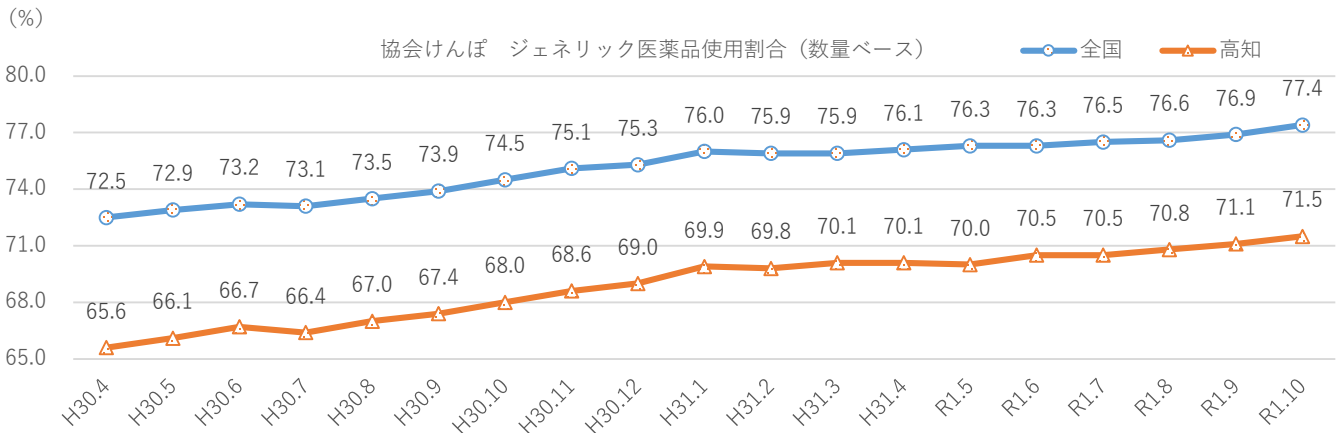
報道関係者 各位

(照会先)
 全国健康保険協会高知支部
 企画総務グループ 藤林・齋藤
 電話 088-820-6012

～ジェネリック医薬品使用割合、全国平均を下回る～

平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるように、さらなる使用促進対策を検討する。」と定められており、協会けんぽ高知支部といたしましても、加入者のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、ジェネリック医薬品の普及促進の取り組みを積極的に進めています。

協会けんぽ高知支部におけるジェネリック医薬品の使用割合は、令和元年10月診療分※1において、全国平均(77.4%)を下回る71.5%と全国下位に低迷しており、また、高知県は厚生労働省が定めたジェネリック医薬品使用促進対策の重点地域※2となっています。



※1 協会けんぽ (一般分) の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

※2 東京、神奈川、山梨、愛知、京都、大阪、広島、徳島、高知、福岡

～ジェネリック医薬品使用促進緊急対策～

平成29年6月に閣議決定された目標の使用割合80%の達成に向け、協会けんぽでは令和2年2月から令和2年9月までを「ジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間」とし、以下の緊急対策事業を実施します。

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象者を拡大します。
- ②医療機関・保険薬局への訪問強化等を実施します。

なお、協会けんぽのレセプト分析から、設置主体別では診療所（院内）や大学病院の使用割合が低く、年齢別では0～19歳が低いなどの課題が明らかになっています。（詳細は参考資料1参照）

《①ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの拡大》

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品軽減額通知サービス（以下「軽減額通知」という。）により、新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を、ご本人に通知しています。（詳細は参考資料2参照）

これまで、軽減額通知対象者は18歳以上の加入者としていましたが、令和2年2月に通知する軽減額通知は、対象年齢を引き下げ、15歳以上の加入者に拡大して通知します。

これは、約7割の市区町村において、15歳の年度末に乳幼児等医療費助成が終了するため、ジェネリック医薬品の切り替えに繋がりがやすいと考え実施するものです。

ジェネリック医薬品への切り替えをご希望いただく場合は、医師または薬剤師に、軽減額通知を持参してご相談いただくことで、スムーズに切り替えができます。

《②医療機関・保険薬局への訪問強化》

協会けんぽでは、加入者のレセプトを分析することにより、個別の医療機関・保険薬局ごとに、ジェネリック医薬品の使用割合に特に寄与する医薬品の処方状況や、当該医療機関の所在する都道府県でよく使われているジェネリック医薬品のリストを提供することで、ジェネリック医薬品を積極的に採用したいと考えている医療機関・保険薬局をサポートすることができます。（詳細は参考資料3参照）

これまで、個別の医療機関・保険薬局に対して、主に郵送により情報提供を行ってききましたが、今後は、ジェネリック医薬品の使用割合が低く、都道府県平均の向上に寄与する医療機関・保険薬局に対して、積極的な訪問、説明を行うことにより、医療機関・保険薬局におけるジェネリック医薬品の使用をサポートしていきます。

その際、0～19歳においては、ジェネリック医薬品の使用割合が特に低いため、特別な事情がない場合には、ジェネリック医薬品を使用していただけるよう、お願いしていきます。

（関係資料）

- 参考資料1 分野ごとのジェネリック医薬品使用割合にかかる戦略的データ分析
参考資料2 ジェネリック医薬品軽減額通知サービスとは
参考資料3 医療機関・薬局をサポートするための情報提供ツール